

# 公益社団法人千葉県防犯協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人千葉県防犯協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、犯罪のない明るい社会の実現を理想として、県民の防犯意識を高揚し、各関係団体との連絡協調により、効果的な防犯活動を推進するとともに、少年の非行防止並びに善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯意識の普及啓発
- (2) 防犯対策の調査研究
- (3) 各種防犯関係団体との連絡協調
- (4) 犯罪の予防検挙に対する協力援助
- (5) 防犯資器材、古物商許可標識等の普及促進及びあっせん
- (6) 安全で安心なまちづくりのための活動及び協力援助
- (7) 地域安全のための活動及び協力援助
- (8) 少年の非行防止及び健全育成のための活動並びに協力援助
- (9) 少年指導委員の活動に対する協力援助
- (10) 銃器及び薬物事犯防止のための活動並びに協力援助
- (11) 暴力団の排除活動及び協力援助
- (12) 風俗環境に関する苦情処理及び風俗環境に関する法令遵守のための啓発活動
- (13) 風俗環境浄化のための行政機関等への協力援助
- (14) 防犯及び風俗環境浄化等に関するもので行政機関等から委託を受けた事業
- (15) 防犯及び風俗環境浄化等に功労のある者（団体）の表彰
- (16) 自転車防犯登録の普及促進
- (17) 防犯優良マンション・防犯優良駐車場の認定

(18) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、千葉県において行うものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 千葉県内の地区防犯団体並びにこの法人の目的に賛同し、その事業を遂行しようとする団体又は個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を援助する団体又は個人

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費又は賛助金)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、正会員にあつては会費を、賛助会員にあつては賛助金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 会員は、次のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。

(1) 会費又は賛助金を2年以上滞納したとき。

(2) 総正会員の同意があつたとき。

(3) 解散し、又は死亡したとき。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当したときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの定款第3条の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費等の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

#### (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員という。」）の選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の承認
- (6) 収支決算に伴う貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第13条 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時総会は必要に応じて随時に開催する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

#### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは当該事項
- (3) 総会で書面による議決権行使ができることとするときは、その旨

#### (招集通知)

第15条 理事長は、総会の日1週間前までに、正会員に対し、前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 総会で書面による議決権行使ができることとするときは、前項の通知には法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付し、総会の日々の2週間前までに発しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第16条 総会の議長は、出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数以上が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上であって、かつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第20条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第15条第2項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の総会の決議があったも

のとみなす。この場合の手続きは理事会において定める。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長のほか出席した正会員のなかから選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第4章 役員

(役員及びその員数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事9名以上13名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち2名を副理事長、1名を専務理事とする。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

(役員資格)

第25条 法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号。以下「認定法」という。)第6条第1号イからニまでに規定する者は、役員になることができない。

- 2 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第26条 役員は、法令及びこの定款に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

- (1) 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行する。
- (2) 副理事長は、理事会で別に定めるところにより理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- (3) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (5) 監事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成

する。

- 2 理事長に事故あるときは、理事会が予め定めた順位に従い、副理事長又は専務理事がそれぞれの職務を代行するものとする。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した役員補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した役員の任期の満了するときまでとする。
  - 4 役員については、再任を妨げない。

(欠員)

- 第28条 役員が第23条に定める定数に足りなくなった場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 役員は、いつでも、総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬等)

- 第30条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

## 第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

- 第31条 この法人に、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は、千葉県知事の職にある者を、本人の承諾を得て理事長が委嘱する。
  - 3 名誉会長は、第3条に定めるこの法人の目的に則り、法人の運営全般にわたる助言及び指導を行うことができる。

- 4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第 32 条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は有識者及びこの法人に功労のある者、参与は防犯活動に高度の知識及び経験のある者のうちから理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べるほか、総会及び理事会に出席し意見を述べる  
ことができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、法人法第 90 条第 2 項に規定する職務を行うほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解任
- (3) 顧問及び参与の推薦
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) この法人の組織及び体制並びに運営に関する事項
- (7) この法人の業務の執行に関する事項
- (8) その他法令及びこの定款で定める事項

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録を署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した理事長及び監事とする。

## 第 7 章 資産及び会計

(財産の種類)

第 39 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるもの（次の各号）をもって構成する。

(1) 総会で、基本財産とすることを決議した財産

(2) 設立日（公益法人への移行日）以後に基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産（又は交付を受けた補助金その他の財産）については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第 40 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第 41 条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。



(事業計画及び収支予算)

第43条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画、収支予算については、理事会の承認を受けなければならない。事業年度内において、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた事業計画、収支予算については、通常総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

3 前項の書類については、認定法第21条の規定に基づき、主たる事務所に当該年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 理事長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の書類については、監事の作成した監事報告を添付して、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(5) 財産目録

(6) 会員名簿

(7) 役員名簿

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款を変更するときは、第18条第2項に規定する総会の決議をしなければならない。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第47条 公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)において、総会の決議を経て、認定法第30条第2項に規定する公益目的財産残額に相当する額の財産を当該取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 精算する場合において、この法人の残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告方法は、電子公告による方法とする。

2 やむを得ない理由により、電子公告による公告ができないときは官報による。

## 第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

## 第11章 その他

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この法人設立当初の役員は、第11条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項第号の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第17条第1項第1号及び第2号並びに第2項並びに第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

附則

この定款は、変更認可のあった日から施行する。(平成5年5月28日)

附則

この定款は、変更認可のあった日から施行する。(平成13年5月30日)

附 則

この定款は、変更認可のあった日から施行する。（平成19年5月29日）

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、藤代孝七とする。
- 3 法人法及び整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。